平成２７年（フ）第２５３号
相模原市中央区相模原２丁目２番17号　シティプラザ303
破産者　大森　文子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３１号
名古屋市中川区戸田明正３丁目201番地　戸田荘40棟501号
破産者　小林　昌弘
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３２号
名古屋市守山区新守町123　グリーンポート35　410号室、住民票上の住所名古屋市北区楠１丁目507番地　レインボー楠403号
破産者　伊賀　　進
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５０号
愛知県半田市宮本町２丁目102番地　ミヤモト21　103号室
破産者　石井　和彦
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２０号
愛知県常滑市森西町１丁目87番地　フレグランス森西Ａ棟202号、従前の住所愛知県常滑市港町５丁目101番地　レオパレスＭＩＮＡＴＯ202号
破産者　安形　泰宏（旧姓齋田）
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
京都市北区大宮北山ノ前町37番地５
破産者　四ツ谷輝久
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
京都府向日市鶏冠井町山畑２－２　第二ヤサカ社宅107、住民票上の住所京都府長岡京市神足北川原１番地６　ハイムサンフォード201
破産者　八島豊明こと　八島　宏明
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
岡山県倉敷市下庄700－１（医療法人平成会介護老人保健施設サンライフ倉敷内）、住民票上の住所岡山県倉敷市松島1126番地１カレント中庄502号
破産者　三宅　大三
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
広島県呉市広杭本町10番31－101号
破産者　井川　秀治
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第６号
福岡県直方市新知町５－20　ミモザコート102、住民票上の住所福岡県直方市大字頓野2104番地７　県住８－302号
破産者　和田　光男
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１号
大分県別府市石垣西８丁目５番２－305号　コーポ花菊
破産者　有隅　正秋
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番４号（瀬戸山アパート１Ｆ）
破産者　瀬野口俊治
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目２番１号
破産者　有川　　博
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目２番１号
破産者　有川　稔子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目20番10号
破産者　福元　芳則
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８号
秋田県大仙市協和小種字中台52番地１
破産者　加藤　藤夫
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１０３４号
横浜市泉区岡津町666番地２　エステート山手103号
破産者　榎本　正士
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７２号
静岡県浜松市中区東伊場２丁目14番25－1102号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区坪井町530番地の３
破産者　川畑　文男
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係